

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和56年に創設され、発電電力量に応じて算出し、最長交付期間は30年とされている。

本市においても、昭和56年から交付を受けており、その交付金を活用し、防火水槽や防災無線など公共施設の整備等住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、平成23年3月に最長交付期間の30年を迎え、交付対象期間が終了することとなるが、算定対象外となる水力発電施設は、今後も恒久的に運転を継続するものであり、地元市民に引き続き理解・協力を得るためにも交付期限延長を求めるものである。

豊富な水に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少ない発電施設として、これまで多くの電気を安定的に供給し、経済発展に寄与してきたこと、そして、その発展は、発電施設の建設に協力してきた地域によるものであることを十分認識すべきであると考えます。

よって、国におかれては、交付金の算定対象となる水力発電施設の交付対象期間を発電施設の運転終了までとされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月18日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、

資源エネルギー庁長官